

市税を一時に納付できない方のために 分割で納付できる猶予制度があります

札幌市

市税を一時に納付できない方は、一定の要件に該当する場合に分割で納付することができますので、お早めに担当の市税事務所の納税課にご相談ください。

※市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

※担当の市税事務所は、お住まいの区によって異なります。（裏面をご覧ください。）

換価の猶予

市税を一時に納付することにより、
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に
該当するときは…



その市税の納期限から6か月以内に、担当の市税事務所に申請することにより、
1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する市税について適用されます。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、札幌市長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

徴収猶予

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと
※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の1/2を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。
- ⑤ 本来の納期限から1年以上経過したのちに、納付すべき税額が確定したこと

などにより、市税を一時に納付することができないときは…



担当の市税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

猶予が認められると…

- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

●このリーフレットの内容は、平成28年4月1日以降に行う猶予の申請について適用されます。

●詳しい申請書の書き方などについては、「市税の猶予制度の申請手続きについて」又は「猶予の申請の手引き」をご覧ください。

●申請書類や「猶予の申請の手引き」等は、札幌市のホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/citytax/>）や市税事務所窓口で配布しています。

猶予を受けるための手続きについては裏面へ

申請の手続

提出する書類

- ①「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」
- ②「財産収支状況書」
※資産、負債、収支の状況などを記載してください。
- ③担保の提供に関する書類（担保の提供が必要な場合）
- ④災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）

※り災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

申請の期限

- ・換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内。
- ・徴収猶予：表面①～④に該当する徴収猶予については申請の期限はありません。
表面⑤に該当する場合の徴収猶予については、納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

猶予の承認又は却下

提出された書類の内容を審査した後、札幌市から猶予の承認又は却下を通知します。猶予が承認された場合は、札幌市から送付される「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画書のとおり納付する必要があります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。ただし、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合
【担保として提供することができる主な財産の種類】
 - ・国債や札幌市長が確実と認める上場株式などの有価証券
 - ・土地、建物 ・札幌市長が確実と認める保証人の保証

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められた期間に限られます。なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、担当の市税事務所に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間と合せて最長2年）。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合
- ・調査の結果、申告した内容と異なる収入、財産等の状況が確認された場合、など

<市税事務所の連絡先>【担当する地区】

中央市税事務所	札幌市中央区北2条東4丁目サッポロファクトリー2条館4階	Tel.211-3913【中央区】 Tel.211-3081【市外(東京23区除く)】
北部市税事務所	札幌市中央区北4条西5丁目アスティ45 9階	Tel.207-3913【北区・東区】
東部市税事務所	札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局本局庁舎2階	Tel.802-3913【白石区・厚別区】
南部市税事務所	札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸2階	Tel.824-3913【豊平区・清田区・南区】
西部市税事務所	札幌市西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル2階	Tel.618-3913【西区・手稲区】
東京事務所	東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館3階	Tel.03-3216-5090【東京23区】